

# 口腔機能低下症関連製品ラインナップ

## CURAPROX HYDROSONIC EASY (クラブロックス ハイドロソニックイージー)



初めてでも使いやすい、柔らかブラシ毛  
CURAPROXシリーズのシンプルデザイン  
電動歯ブラシ

「CURAPROX HYDROSONIC PRO」を振動数3段階に切り替え、シンプルなデザインにしました。初めて電動歯ブラシをお使いになる方にも使いやすい製品です。センシティブブラシのため歯牙歯肉に優しくプラーク除去に優れています。また、軽量ですので操作性が高いです。

## CURAPROX (クラブロックス) 歯ブラシ



Curen®繊維の超極細毛による、優しい磨き心地が特徴の歯ブラシ

7,600本\*の高密度/超極細毛が隙間無く、プラークをしっかり除去します。0.08mm\*の超極細毛 Curen®繊維は、他に類を見ない優しい磨き心地が特徴です。Curen®繊維は、僅かな力でブラシが凹凸面にも自然に行き届き、ブラッシングによる歯肉へのダメージを軽減します。

\*CS スマートの場合

## オーラルピース



天然由来成分使用、無香料・無着色の口腔ケア製品

天然由来成分を使用した口腔ケア製品です。低刺激なので幼児や要介護の高齢者や重度の心身障がい者など誤飲の心配のある方にも幅広くご使用いただけます。

## ペロリーナ



新潟大学大学院医歯学  
総合研究科と共同開発された  
抗菌仕様の舌ブラシです。

舌表面のデリケートな組織を傷つけない、ソフトな使い心地です。凹凸の両面仕様となっているヘッド部が、舌の形状に合わせてフィットするため、舌の表面全体を磨けます。

## エンジョイクリーム



エネルギーや食物繊維、  
ビタミン等を摂取できる栄養補助飲料

エネルギーや食物繊維、ビタミン等を摂取できる栄養補助飲料です。ご高齢の方(訪問診療)、外科処置や矯正治療で固形物が食べづらい方への栄養補給におすすめです。シールド乳酸菌®(100億個)、タンパク質、鉄、亜鉛、食物繊維、ビタミン等が含有されており、毎日の栄養補給をおいしくサポートします。

## つるりんこシュワシュワ



色や味を損なわずにとろみをつけられる、  
炭酸飲料専用のとろみ調整食品

ペットボトルなどの炭酸飲料にとろみをつけられます。少量でとろみがついて無味無臭。炭酸飲料のおいしさはそのまま飲み込みやすくなります。

**YOSHIDA**

2024年6月 診療報酬改定版

# 口腔機能低下症

総合カタログ



# Oral hypofunction

General catalog

2025

※ご提供いただいた個人情報につきましては、弊社事業に関連する情報、製品に関する情報の提供等、弊社インターネットホームページに掲載した個人情報保護方針「利用目的」の範囲内で利用させていただきます。詳しくは、弊社担当者までお問い合わせください。

ユニット・歯科材料・滅菌器などのお問い合わせは

●お問い合わせは下記まで

株式会社 **ヨシダ** コンタクトセンター

**0800-170-5541**

※対応時間 / 月～金 9:00～17:30 土 9:00～17:00  
(日曜・祝祭日を除く)



(01)02747937021859

C02616/2025年5月/@40/改

# 口腔機能低下症 検査項目

「口腔機能低下症」は、歯科医院で検査・診断を行い、歯科治療や口腔ケア、必要なトレーニングを受けることで改善することができます。  
必要な7項目の検査(問診)を行います。下記の検査内容をご確認ください。

☑ 該当した検査項目

合計

1 2 3 4 5 6 7

項目

該当項目が3つ以上ある場合

口腔機能低下症と診断いたします。

## 1 口腔衛生状態不良



### 舌背上の微生物数

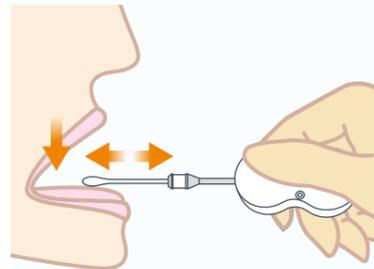
舌苔の付着程度もしくは舌背上の微生物数を測定し、その量で評価します。

基準値:  $3.162 \times 10^4$  CFU/mL 以上  
(レベル4以上)  
届出: 必要

65点

3月に1回に限り算定可能

※口腔細菌定量検査2



取扱製品



口腔内細菌カウンタ  
(NP-BCM01-A)

標準価格: 450,000円(税別)  
一般名称: 微生物定量分析装置  
届出番号: 13B1X10381001003(一般 特管)  
製造販売元: パナソニック株式会社  
東京都港区東新橋一丁目5番1号  
パナソニック東京汐留ビル

製品の詳細はこちら



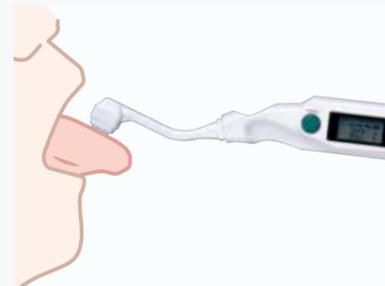
## 2 口腔乾燥



### お口の中の水分量

唾液の量を測定し、その量で評価します。

基準値: 27.0 未満  
届出: 不要



取扱製品



口腔水分計ムーカス

標準価格: 95,000円(税別)  
一般名称: 体成分分析装置  
承認番号: 22200BZX00640000(管理)  
製造販売元: 株式会社ライフ  
埼玉県越谷市登戸町15-5 山新ビル

製品の詳細はこちら



## 3 咬合力低下



### 咬む力の強さ

残存歯数または専用のシートで

基準値: 375N 未満  
届出: 必要

130点

3月に1回に限り算定可能



取扱製品



口腔機能モニター  
Oramo-bf

標準価格: 220,000円(税別)  
一般名称: 歯科用咬合力計  
届出番号: 23B2X10022000004(一般 特管)  
製造販売元: 住友理工株式会社  
愛知県小牧市東三丁目1番地

製品の詳細はこちら



## 4 舌口唇運動機能低下



### 舌や口周りの筋力・動き方

パ・タ・カの音を発音し、1秒あたり何回言えたかを算出します。



## 5 低舌圧



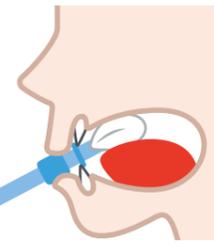
### 舌を押し上げる力

舌圧プローブを舌と口蓋で押し潰して、舌の力を測定します。

舌圧検査

3月に1回に限り算定可能

140点



## 6 咀嚼機能低下



### 食べ物を噛み砕く力

検査用グミを噛み、その結果で測定します。

咀嚼能力検査

3月に1回に限り算定可能

140点



## 7 嚥下機能低下



### 物を飲み込む力

飲み込みに関するアンケートに答えていただきます。

嚥下スクリーニング検査(EAT-10)  
または自記式質問票



## 管理

### 口腔機能低下症と診断された方のうち

- 50歳以上または全身的な疾患等により口腔機能の低下を認める患者
- 舌圧検査/咀嚼能力検査1/咬合圧検査1/口腔細菌定量検査2の少なくとも1つが低下に該当する場合は口腔機能管理料を算定できます。

#### 口腔機能管理料

毎月算定可

60点

#### 歯科口腔リハビリテーション料3

毎月2回算定可

50点

#### 口腔管理体制強化加算

毎月算定可

50点

#### 歯科衛生実地指導料1

毎月算定可

80点

歯科衛生実地指導料2 100点

口腔機能指導加算 12点

## 各検査の算定月イメージ

※咬合圧検査と咀嚼能力検査の同時算定は不可

初回検査月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月
<ul style="list-style-type: none"> <li>咬合圧検査1</li> <li>口腔細菌定量検査2</li> <li>舌圧検査</li> <li>口腔機能管理料</li> <li>歯科口腔リハビリテーション料3×2</li> <li>歯科衛生実地指導料1+口腔機能指導加算</li> <li>口腔管理体制強化加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口腔機能管理料</li> <li>歯科口腔リハビリテーション料3×2</li> <li>歯科衛生実地指導料1+口腔機能指導加算</li> <li>口腔管理体制強化加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口腔機能管理料</li> <li>歯科口腔リハビリテーション料3×2</li> <li>歯科衛生実地指導料1+口腔機能指導加算</li> <li>口腔管理体制強化加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>咬合圧検査1</li> <li>口腔細菌定量検査2</li> <li>舌圧検査</li> <li>口腔機能管理料</li> <li>歯科口腔リハビリテーション料3×2</li> <li>歯科衛生実地指導料1+口腔機能指導加算</li> <li>口腔管理体制強化加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口腔機能管理料</li> <li>歯科口腔リハビリテーション料3×2</li> <li>歯科衛生実地指導料1+口腔機能指導加算</li> <li>口腔管理体制強化加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口腔機能管理料</li> <li>歯科口腔リハビリテーション料3×2</li> <li>歯科衛生実地指導料1+口腔機能指導加算</li> <li>口腔管理体制強化加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>咬合圧検査1</li> <li>口腔細菌定量検査2</li> <li>舌圧検査</li> <li>口腔機能管理料</li> <li>歯科口腔リハビリテーション料3×2</li> <li>歯科衛生実地指導料1+口腔機能指導加算</li> <li>口腔管理体制強化加算</li> </ul>
637点	302点	302点	637点	302点	302点	637点

※歯科衛生実地指導料と併せて歯リハ3と重複しない口腔機能に係る指導を行った場合は、口腔機能指導加算として12点加算されます。

※口腔機能管理料は歯科疾患管理料(もしくは歯科特定疾患療養管理料)を算定する場合に算定